

総社市告示第13号

総社市高齢者給食サービス事業実施要綱（平成18年総社市告示第88号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事業の実施方法等） 第4条 事業は、<u>給食を1日につき1食届ける配食方式により、これを行う。</u> 2 略</p>	<p>（事業の実施方法等） 第4条 事業は、配食方式により<u>月曜日から金曜日までの5日間において夕食を届けるものとする。</u> 2 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。